津山市新型コロナウイルス感染症に係るＰＣＲ検査等費用助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染及び感染の拡大を防止するために，ＰＣＲ検査，抗原定量検査又は抗原定性検査（国が承認した体外診断用医薬品での検査に限る。以下「ＰＣＲ検査等」という。）を実施する市内事業者等に対し，予算の範囲内において，津山市新型コロナウイルス感染症に係るＰＣＲ検査等費用助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし，その交付に関しては，津山市補助金等交付規則（昭和４２年津山市規則第１３号）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（助成対象事業者）

第２条　助成の対象となる者（以下「助成対象事業者」という。）は，当該各項に定めるところによる。

（１）新型コロナウイルスに感染した従業者が確認された，本市内に事業所を有し，運営する事業者。

（２）新型コロナウイルスに感染した利用者又は従業者が確認された，本市内の医療提供施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）に定めるもの。），介護保険施設（介護保険法（平成９年法律第１２３号）に定める介護（予防）サービス事業を行うもの。），障害者支援施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に定める障害福祉サービス事業を行うもの。），障害児通所支援施設（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に定める障害児福祉サービス事業を行うもの。），老人福祉施設（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に定めるもの。），又はサービス付高齢者住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）)に定めるもの)（以下「医療・福祉施設」という。）を運営する事業者。

（３）新型コロナウイルスに感染した利用者又は従業者が確認された，本市内の私立学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定めるもの。），社会福祉法人等民間団体により設置されている児童福祉施設（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に定めるもの。）又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育，保険等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）に定めるもの。）（以下「学校・児童福祉施設」という。）を運営する事業者。

（４）第１号から第３号に該当する事業所又は施設と同一の敷地にある事業所を運営する事業者。

（５）第１号から第３号に該当する事業所又は施設と同一の敷地にある医療・福祉施設又は学校・児童福祉施設を運営する事業者。

（６）第１号から第３号に該当する事業所又は施設と，従業員が頻回に往来する場合等，当該事業所又は施設と運営において密接な関係にある事業所を運営する事業者。

（７）第１号から第３号に該当する事業所又は施設と，利用者又は従業員が頻回に往来する場合等，当該事業所又は施設と運営において密接な関係にある医療・福祉施設又は学校・児童福祉施設を運営する事業者。

（助成対象事業）

第３条　助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は，助成対象事業者が第１条に規定する目的を達成するために，助成金交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）に対し，ＰＣＲ検査等を受検させる事業とする。ただし，行政機関の必要により実施するＰＣＲ検査等は除く。

２　前項の規定にかかわらず，助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は対象外とする。

（１）他の補助制度等により，補助を受けている場合（補助を受ける見込みの場合を含む。）

（２）代表者，役員，使用人又はその他の従業者等が，津山市暴力団排除条例（平成２３年津山市条例第２１号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である場合。

（３）代表者，役員，使用人又はその他の従業者等が，暴力団及び前項に規定する暴力団員等と密接関係者である場合。

（助成対象者）

第４条　前条に規定する助成対象者は，別表第１のとおりとする。ただし，津山市内に住所を有する者のみとする。

（助成対象経費）

第５条　助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は，第２条に定める事業所等において，利用者又は従業者の新型コロナウイルスの感染が最初に確認された日から１４日以内に助成対象者が初回に受ける新型コロナウイルス感染症に係るＰＣＲ検査等に要する費用とする。

２　同一の検体の検査については，他の補助金等制度との併用はできない。

（助成金額等）

第６条　助成金額は，予算の範囲内とし，ＰＣＲ検査等１件につき，実際に支出した額と２万円を比較して少ない方の額とする。

（助成金の交付申請）

第７条　助成金の交付を受けようとする者は，令和５年３月３１日までに，津山市新型コロナウイルス感染症に係るＰＣＲ検査等費用助成金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（１）助成対象経費計算書（別紙）

（２）領収書等費用支払いの実績が確認できるもの。

（交付決定等）

第８条　市長は、前条第１項の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは，その内容を審査の上，速やかに助成金の交付の可否を決定するとともに助成金の額を確定し，津山市新型コロナウイルス感染症に係る検査費用助成金交付決定通知書（様式第２号）により，その旨を申請者に通知するものとする。

２　前項の規定による助成金の交付の決定の通知は，津山市補助金等交付規則第９条の２の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

（助成金の交付）

第９条　市長は，前条第１項の規定による交付決定の日から３０日以内に当該請求者に助成金を交付する。

（立入検査）

第１０条 市長は，助成金の執行の適正を期するため，その職員に，助成対象の事業所に立ち入り，帳簿，書類その他の物件を検査させ，又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第１１条　助成金の交付を受けた者は，当該助成事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

２　助成金の交付を受けた者は，市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは，当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第１２条　助成金の交付を受けた者は，当該助成事業の施行に関する書類及び帳簿等を，当該助成事業が終了した年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（助成の取消し等）

第１３条　市長は，助成金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは，助成金を交付せず、若しくは減額し，又は全部若しくは一部を返還させることができる。

（１）この要綱に違反したとき。

（２）虚偽その他不正な行為により助成を受け，又は受けようとしたとき。

（３）その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示）

第１４条 市長は，助成金の使用について，必要な指示をすることができる。

(その他）

第１５条 この要綱の実施について必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

　（施行期日）

１　この要綱は，令和３年４月１日から適用する。

（失効）

２　この要綱は，令和５年３月３１日(以下「失効日」という。)限り，その効力を失う。ただし，失効日前にこの要綱の規定により補助金の交付決定，変更交付決定又は交付を受けた者については，この要綱は，失効日以後も，なおその効力を有する。

（付則）

３　この要綱は，令和４年７月１日から適用する。

様式第１号（第７条関係)

（略）

別紙

（略）

様式第２号（第８条関係）

（略）

請求書

（略）